民研だより

民主教育研究所
Research Institute of Democracy and Education

No. 150
2021年12月10日

CONTENTS

◆ 教員免許更新制の廃止によせて …… 髙橋　哲　1
◆ 教育課程研究委委員会の役割と論点 …… 金馬国晴　3
◆ 特別支援学校の設置基準策定の意義と問題点、今後の課題 … 児嶋芳郎　4
◆ 【談話】貴重な前進をふまえ、特別支援学校のさらなる教育条件の改善を求める
～「特別支援学校設置基準」の策定にあたって～ … 全日本教職員組合　7
◆ 日誌、寄贈図書等 …… 8

教員免許更新制の廃止によせて

髙橋　哲（埼玉大学）

2021年11月15日に、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」が「審議まとめ」を公表し、「教員免許更新制を発展的に解消する」との提言が示された。これにより、第一次安倍政権のもとで2007年の教育職員免許法（以下、免許法）の改正により、2009年度から実施されてきた教員免許更新制が2022年度中に廃止される運びとなった。「審議まとめ」においては、更新制廃止の理由として、「教師が多忙な中で、経済的・物理的な負担感が生じているとの声や、臨時的任用教員等の人材確保に影響を与えているという声がある」との近時の背景事情が示されている。

しかしながら、教員免許更新制は、教員の多忙化や教員不足の深刻化以前に、設立当初から多くの問題が指摘されてきた。特に免許法改正前の「旧免許状」所持者にも更新制が遡及適用され、現職教員の免許「失効」が、即「失職」に結び着くとの運用は、教員に事実上の「任期制」を導入するものであり、学校現場に深刻な影響をもたらしてきた。教員に知識のリニューアルや大学での研修が有効であるにしても、身分上の不利益を伴う仕組みは即時改められるべきであったといえる。

では、この度の教員免許更新制の廃止は、望ましい制度改革として受け容れることが可能であろうか？答えはネガティブにならざるを得ない。11月15日の「審議のまとめ」においては、「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという教師の主体的な姿勢」を「新たな教師の学びの姿」とした上で、これを実現する研修体系の構築にむけて、以下のような「三つの仕

組み」を導入するとしている

①明確な到達目標が設定され、到達目標に沿った内容を備えている質の高いものとなるように、学習コンテンツの質保証を行う仕組み
②学習コンテンツ全体を見渡して、ワンストップ的に情報を集約しつつ、適切に整理・提供するプラットフォームのような仕組み
③学びの成果を可視化するため、個別のテーマを体系的に学んだことを、全国的な観点から質が保証されたものとして証明する仕組み

教師の主体的な学びや研修が重要であることは間違いないが、ここに示された「三つの仕組み」は、それとは真逆の方向を目指し、「研修の不自由」を深刻化することが懸念される。①の学習コンテンツの質保証に関しては、「事前に、学習コンテンツに、具体的に設定された到達目標に照らして、適切な内容が盛り込まれているかどうか、適切な方法で行われているかどうか、適切な成績評価が行われているか等を専門的な観点から審査し、認証する仕組みを構想する」とされており、研修内容の事前審査が予定されている。これまで、大学の高い裁量によって実施されてきた更新講習に比べて、研修の内容統制の進むことが予想される。また、③に示された研修履歴の証明に関しても「個々の研修の履歴だけでなく、教師がこうした証明を受けたことも、研修受講履歴管理システムに記録し、任命権者や服務監督権者・学校管理職等が積極的に活用できるようにする」とし、教員が如何なる内容の研修を受けているのかを統制する仕組みが提言されている。研修履歴の管理システムの高度化により、教員の研修管理、ないし、思想統制までが可能となる仕組みが構築されようとしている。

これら教員研修への統制強化は、行政研修を断る教員への制裁措置にもみることができる。「審議のまとめ」においては、「任命権者等は当該履歴を記録管理する過程で、特定の教師が任命権者や服務監督権者・学校管理職等の期待する水準の研修を受けているとは到底認められない場合は、服務監督権者又は学校管理職等の職務命令に基づき研修を受講させることが必要となることもありえる」としている。その上で、「万が一職務命令に従わないような事例が生じた場合は、地方公務員法第29条第1項第2号に規定する懲戒処分の要件、『職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合』に当たり得ることから、事案に応じて、任命権者は適切な人事上又は指導上の措置を講じる」とされており、教育委員会による強制研修が前提とされている。

さらに、②に示された研修のプラットフォーム形成にも注意を要する。「審議のまとめ」においては、「学習コンテンツには、教育委員会等から無償で提供されるものだけではなく、大学等が有償で提供するものも含まれうるものであり、課金の仕組みなども整える必要がある」とし、プラットフォームを通じた多用な提供主体の関与が構想されている。ここでは「大学等」とされているが、民間営利企業を含めた関与が想定されるところであり、教員研修の民営化、ビジネス化が促進されることが懸念される。また、有償コンテンツへの「課金システム」が是とされているように、そこでは研修費の自己負担化への途も開かれている。

それゆえ、免許更新制廃止後の研修体系の構築には、教員研修への内容審査、研修履歴管理を通じた徹底した支配と、他方で、研修を民営化、自己負担化する「安上がりな研修制度」という双方の顔をみることができる。

免許更新制が教員の負担となっていることは事実であるものの、そもそも10年に一度の更新講習の受講さえも困難となっている教員の多忙化を解消することこそが先決ではなかろうか？また、教師の研修とは、本来的に自主的なものであり、民間教育団体の主催する勉強会等への参加を含め、勤務時間内に職務として自主的に行われる研修こそが奨励されてしかるべきであろう。教育公務員特例法22条2項に示された校外自主研修の根拠規定が死文化している状況こそが改善されなければならない。教師の「主体的な学び」を語るのは、それからではなかろうか？

教育課程研究委員会の役割と論点

金馬国晴（教育課程研究委員会 委員長 ）

民研の教育課程研究委員会は、民間教育研究団体に属する教師や研究者の参加を得ることで、間接的に団体間の「協同」の役割を果たしてきた。かといって、各団体から正式に選出された人や役員がつどってきているわけではない。とはいえ1970年代の日教組による教育課程改革試案の継承を図りつつ、成果を蓄積してきた。年報の特集（第4号『教育課程のルネサンス』、第14号『子どもとつくる教育課程』）の他、今は亡き柴田義松先生による監修で『子どもと教師でつくる教育課程試案』（2007年、日本標準）を編集・出版したこともあった。

40を超える民間教育研究団体は、各教科・領域・分野に分かれた会がほとんどである。その中で、私も属する教科研と日生連だけはあらゆる教科・領域で部会・分科会を組み、それらを横断するような企画、機関誌での特集も組むが、あくまで――サークルだ。カリキュラムの全体構造を覆う試案づくりまでは難しく、戦後初期のコア・カリキュラムに遡って考えたくもなる。

例会の運営は幹事の滝口が司会をし、委員長の金馬が「議事メモ」を取り、そこから豊富に引用したまとめ文書を作成してきた。 コロナ禍が始まった2020年度はZoomで、問題関心を出し合って4つの柱を立て、「議事メモ」をもとに論点（A、B‥と表記）を引き出してきた。

1）教育課程をめぐる政策・財界の主張を検討する。「知識基盤社会」「Society5.0 」（「未来の学校」）等の経済界・政界発の社会像（および教育行政や教育現場に及ぼす影響）
A・時代認識／B・新自由主義／C・格差・分断・階級分化／D・主導権は文科省か財務省・官邸か／E・教育学者の活用・悪用／F・現場教員の参加機会／G・個別最適と協働学習の分離・段階論／H・個性化・個別化か個性尊重か／I・最適化の原語・翻訳・変遷／J・ビックデータやAIは公正か？／K・協働学習、３つのきょうどう／L・特別支援教育、多様性／ M・分散登校から少人数学級へ／N・教科担任制のねらいと裏／O・スタンダードと中教審

2）1）と連動して、新型コロナがいかに学校現場と教育行政を変えたかをリアルタイムで追求・分析する。
P・研究における児童生徒／Q・時期別の課題

3）以上の把握、分析、研究を通じて、改めて「学力」とは何か、学習する意味、授業（内容と方法）・学校でないとできないこと、といった「公教育」における教育（課程）の根本問題を考える。
R・ICT問題はどこに？／S・機器にできる／できない／T・オンライン授業・講義／U・自己調整学習の困難さ／（中略　各教科・領域）

4）以上にも関連づけて、「多様化」「複線化」問題（SSH、SGHなど高校、公立普通校の複線化としての中等教育学校、義務教育学校・小中一貫校など、および新しい私立学校）、加えて、高等教育の類型化や教職課程コアカリキュラムの動向を検討する。

以上を検討し続けてきた末に、2021年度は、『人間と教育』111号にて、中教審「令和の日本型学校教育」答申の検討特集を担当し、毎月原稿検討を進めてようやく完成に至った。

長年の委員もいるため60・70代が増えたが、20代の小学校教員を加えたり、若手が複数オブザーバー参加してきたりして、回によっては若返りする。ときに公開としているが、Zoomなので京都の若手研究者の参加が得られた。オンラインは、遠方者も子育て世代も、介護中でも参加しやすくなる点はいい。幅広く若手、現場人を誘いたいし、皆様からも紹介してほしい。

特別支援学校の設置基準策定の意義と問題点、今後の課題

児嶋　芳郎（立正大学社会福祉学部）

設置基準が公布される

2021年9月24日に特別支援学校の設置基準が公布され、同時に「特別支援学校設置基準の公布等について（通知）」（以下、「通知」）が示されました。設置基準の「総則及び学科に係る規定」については2022年4月1日から、「編制並びに施設及び設備に係る規定」については2023年4月1日から施行されます。

「特別支援学校にだけ設置基準が策定されていないために、過大・過密が常態化しており、非常に劣悪な教育環境が改善されず放置されている。子どもたちに豊かな教育を保障するために、特別支援学校にも設置基準の策定が必要」と、保護者・教職員・関係者は訴え、十数年に渡る運動を続けてきました。

しかし、教育行政は、「特別支援学校は障害種に応じた多様な施設設備を必要とするため、各学校の状況に応じて柔軟な対応を行えるよう、設置基準は設けていない」などと回答し、過大・過密化の解消に対する有効な施策を実施せず、特別支援学校の教育環境整備に関する公的な責任を放棄してきたのです。

策定の経過・背景

上述のように、教育行政は長年に渡って、保護者などの声に同じ対応を繰り返し、設置基準の策定に否定的でした。

2019年の参議院予算委員会で、山下芳生議員が特別支援学校の教室不足の問題を取り上げると、当時の安倍首相は「政府として現状を把握しているし、現状を放置する考え方はまったくない」と答弁しました。これを転機に、2019年の「障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会」の文部科学省要請の場で「特別支援学校の設置基準の妥当性も含めて検討したい」との発言がありました。そして、文部科学省が2019年に設置した「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が、2020年7月に示した「これまでの議論の整理」に「特別支援学校の教育環境を改善するため、国は特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる」と明記され、2020年11月の参議院文教科学委員会で、萩生田光一文部科学大臣（当時）が、文部科学大臣としては初めて、特別支援学校の設置基準が「必要」と述べるに至ります。

2021年1月に出された有識者会議「報告」では「特別支援学校の教育環境を改善するため、国は特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる。設置基準を策定する際には、特別支援学校の設置の態様がさまざまであることも踏まえ、すべての特別支援学校に概ね共通する内容と個別に応じて配慮が必要な内容を併せた、特別支援学校を設置するうえで必要な最低基準とすることが重要である」とし、同年同月に出された中央教育審議会の答申でも同様の提起がされました。

このような経過の背景には、10数年に渡る保護者・教職員・関係者の地道な運動があることは明らかです。また現在、2014年に日本政府が批准した障害者権利条約の国内での履行状況に対する国連・障害者権利委員会の審査が進行中ですが、障害者権利条約の趣旨と照らした場合に、あまりにも劣悪な状況である障害児者を取り巻く教育環境を改善せざるを得ないといった側面があることも推測されます。いずれにしろ、教育環境整備に踏み出すための基準が制定さ

れたことには、大きな意味があります。

設置基準策定の意義

特別支援学校の設置基準の詳細については、省令を参照ください。ここでは、策定の意義を考えます。この設置基準の制定は、障害が多様であるという特別支援学校の特性を理由として、特別支援学校にだけ設置基準を設けてこなかった教育行政の姿勢を一定改めさせたということです。上述したように、これまで教育行政は設置基準を策定しない理由として、柔軟な対応ができなくなると一貫して回答してきました。これを逆説的にとらえるならば、今回制定された設置基準は特別支援学校の設置者（各都道府県）の裁量に応じて、柔軟な対応ができるものであるととらえることができるでしょう。

設置基準の第1章「総則」の第1条の3には、「特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」とあります。このことからも、この設置基準は「最低基準」であり、また各特別支援学校の状況に応じて各都道府県は「水準の向上を図る」ために柔軟な対応をしなければならないと考えられます。

そして、この設置基準は「在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する」という教育行政の現状認識と策定趣旨に基づいて制定されたものであり、今後特別支援学校を設置する上での「最低の基準」を定めさせることができ、私たちが教育環境の改善を求める運動を進めていくときの土台をつくることができたという意義はたいへん大きなものです。

加えて、10余年にも渡る、特別支援学校の劣悪な教育環境の改善を求める、保護者・教職員・関係者の地道でのねばり強い運動により、これまで否定的であった教育行政の姿勢を転換させ、設置基準を制定させたことは、人々の力を結集した運動には、どんな困難な状況があっても、教育行政を突き動かすことのできる力があるということを証明したとともに、障害のない子どもたちへの教育を含め、よりよい教育環境整備を求める運動に対して明るい展望を示したとも言えるのではないでしょうか。

設置基準の問題点

「障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会」や全日本教職員組合などが、設置基準策定に向けて出した「提言」（以下、「提言」）において触れていましたが、実際には盛り込まれなかったことを中心に、設置基準の問題点について述べていきます。

まずは、特別支援学校の在籍児童・生徒数の上限規定が設けられなかったことです。「提言」では、小・中・高等部のある知的障害特別支援学校を想定して、児童・生徒数の上限を150人以下とすることを求めていました。しかし、設置基準では児童・生徒数の上限は規定されませんでした。現在大きな問題となっている特別支援学校での過大・過密化においては、教室不足などの教育環境の不備に目が向けられがちですが、過大化も実は深刻な問題です。特別支援学校では、比較的障害の重い子どもたちに対して、教職員が連携し、小～高等部の12年間を通した教育実践を見通すことで、一人ひとりの子どもたちに応じたきめ細かな教育実践を展開することができるという強みがあります。しかし、過大化によって教職員がすべての子どものことを把握することが難しくなり、また教職員が300人を超えるような特別支援学校もあり、教職員間の意思疎通もままならない事態が生じています。このようなことを解消するためにも、児童・生徒数の上限規定は必要です。

次に、1学級あたりの教員数の規定についてです。設置基準では1学級に1名と規定されていますが、「提言」では1学級あたり2名以上の配置を求めていました。現在、特別支援学校の小・中学部では1学級6人（高等部では8人）で学級編制されることとなっています。しかし、現状では障害の重度化が進み、1対1対応が必要な子どもも少なくありません。さまざまな加

配はありつつも、教員不足は深刻な状況となっており、教員の増員は待ったなしの状況です。教育環境整備をハード面に矮小化することなく、教員不足を解消する規定が、設置基準にもなければなりません。

また、「提言」では通学時間の上限を規定することも求めていました。現在、全国に小学校は約2万校ありますが、特別支援学校は2020年度で1,149校となっています。この数を鑑みれば、特別支援学校が、多くの子どもたちの居住している地域の近隣にないことは明らかです。重症心身障害といわれる子どもたちが、特別支援学校に通うために、毎日スクールバスに1時間半を超えて乗車しているという実態もあります。小・中学校では通学距離の適正距離として小学校では4㎞、中学校では6㎞というものが示されており（設置基準とは別に）、これは徒歩で約1時間以内というものです。障害のある子どもだけが適正な学校配置の基準がないために長時間通学を余儀なくされているというのは、教育権の平等な保障という観点からも、また障害にもとづくあらゆる形態の差別の禁止（障害者権利条約や障害者基本法などの規定）という観点からも許容できるものではありません。

そして、今回の設置基準の最大の問題点ともいえるものは、それが既設校の過大・過密化の解消に対して拘束力をもっていないということです。設置基準は特別支援学校を「新設」する際の「最低基準」です。既設校に関しては「通知」で「可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めること」とされているのみで、いつまでという年限も明確にはされていません。また、設置基準で示された校舎等の面積基準は非常に低い水準のものであり、それを適用したとしても根本的な過大・過密化の解消につながらないことも危惧されます。

文部科学省が2019年5月に行った調査によると、全国の特別支援学校で不足している普通教室の数は 3,162 教室とされていました。しかし、先述の有識者会議の場で報告された状況では、これは特別教室を普通教室に転用した上での数字であり、実際には普通教室の不足は7,221教室にもおよぶというものでした。不十分な「最低基準」であったとしても、少なくとも設置基準の適用を「新設」校だけに留めるのではなく、即時にすべての特別支援学校に適用させる必要があります。

今後の課題

「通知」では、教室不足解消のための「集中取組計画」の策定を行っていない自治体に対して、2021年度末の期限で行うことや、すでに策定している自治体に対しては「集中取組計画」の着実な実施が要請されています。これを実効性のあるものとするために、策定や実施に保護者・教職員・関係者が関わり、点検し、意見を伝えていくことが大切です。

また、既設校に対する教室不足の実態を適切に把握する調査を教育行政に行わせるとともに、設置基準に照らした場合の特別支援学校の状況についても調査させていくことが必要となるでしょう。

現在、教育行政は特別支援学校の「分校・分教室」の設置を、補助金の増額などによって進め、教育環境の改善を行おうとしていますが、これは小手先の手法で明らかに安上がりな形で問題を解決しようとしているものです。そうではなく、根本的な過大・過密化の解消、さらには特別支援学校の小規模・分散化を進めるために、学校新設に対する国庫補助率の引き上げを求めていくことも必要です。

＊

設置基準の策定を求める運動は、直接的には特別支援学校の増設を求めるものではありますが、この運動の背景には「子どもたちによりよい教育を受けさせたい」という、保護者・教職員・関係者の願いがあります。これは、教育権の形式的な保障に留まるものではなく、実質的な保障を求めるものです。

ハード面の充実に収斂させず、教育内容をよりよいものとするための土台となる教員不足の解消など、すべての教育環境を充実させるために、多くの人々と連携した運動を、今後も進めていくことが重要です。

（こじま　よしお
「特別支援教育と子ども・学校」研究委員）

【談話】

貴重な前進をふまえ、特別支援学校のさらなる教育条件の改善を求める
～「特別支援学校設置基準」の策定にあたって～

2021年10月4日

全日本教職員組合　書記長　檀原毅也

9月24日、省令「特別支援学校設置基準」が「特別支援学校設置基準の公布等について(通知)」(以下、「通知」)とともに示されました。この設置基準は学校を設置する上での「最低限の基準」であり、設置者は「これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」としたことは、今後、特別支援学校で学ぶ子どもたちの教育条件の改善を図っていく上での足がかりを築くことができたことになります。また、施行日以降に設置される特別支援学校には、必要な教室が備えられ、ほとんどの学校において図書室が必置となります。さらに既存校の基準の適用について設置基準では「当分の間、なお従前の例によることができる」と猶予されながらも、「通知」には「可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めること」とされ、各自治体における「集中取組計画」の策定を今年度中におこなうことと、その計画の着実な実施を求めることが記述されました。養護教諭の配置について「通知」には、「可能な限り全ての特別支援学校に」置くことと記述されました。このように教育環境の改善につながる前進面がみられます。

この設置基準策定に至る経過で、保護者、教職員、教育研究者、地域の市民団体などの様々な共同のとりくみがありました。全教も参加する「設置基準の策定を求め、豊かな障害児教育をめざす会」による「特別支援学校の実効ある設置基準策定を求める請願署名」が各地でとりくまれ、世論にこの問題を広く訴えながら、約10年間の累計で57万4000筆を越える署名が国会に提出されました。また、保護者や教職員らが共同して文科省、国会、地方への要請をおこなってきました。このような10数年の共同による地道でのねばり強い運動が、設置基準策定という成果を生みました。5月に公表された文科省「特別支援学校設置基準案」に対するパブリックコメント応募期間には、基準案の改善を求めた切実な要望が1606件送付されました。これらの意見を受けて文科省案のいくつかの箇所が加除訂正されて設置基準が策定され、共同のとりくみの重要な到達点と言えます。

しかし、策定された設置基準には、児童・生徒数の上限規定、1学級あたり2名以上の教員配置、備えるべき特別教室などの施設・設備、通学時間の上限規定、既存校の適用猶予年限などは、規定されませんでした。教室不足の解消と教育環境の改善という制定の趣旨に照らすと、あまりに不十分です。児童・生徒数の上限が規定されなければ、全国にある400人、500人を超える過大校を容認し続けることとなり、決して特別支援学校の過大・過密の抜本的解消にはつながりません。

今後の課題は、設置基準をふまえて、既存校の面積基準未充足や図書室未設置等の速やかな整備を求めることです。また、地域に根差した適正規模の学校の設置、必要数の教諭や専門職の配置、必要な特別教室等の施設を規定した設置基準となるよう、見直しが求められます。学校の新設には国による財政保障が必要です。学校新設を促進するための国庫補助率の引き上げについて、国に対して要請していくことも重要です。

全教は、憲法と障害者権利条約第24条「教育」でうたわれている、障害のある人の最大限の発達と社会参加を保障することを、国や教育行政に強く求めます。そして今後も広範な方々と手をつなぎ、全国の教室不足数3162教室（文科省「公立学校施設実態調査報告」2019年度）のすべての解消など、子どもたちの豊かに学ぶ権利の保障をめざして全力を尽くす決意です。

民研日誌 9～11月

9月 3日 事務局会議
国際教育研究委員会
9月11日 第10回運営委員会
民研フォーラム
「コロナ禍における新自由主義的教育改革」
9月12日 子ども研究委員会
9月13日 民研30年ドキュメンタリー 中村清二さんインタビュー
9月14日 「ジェンダーと教育」研究委員会
9月16日 「環境と地域」教育研究委員会
9月18日 教育課程研究委員会
9月23日 『人間と教育』編集委員会
9月24日 中等教育研究委員会
民研30年ドキュメンタリー 児美川さんインタビュー
6月30日 子ども全国センター幹事会
10月 2日 つどい実行委員会
つどい 教文部長・分科会連絡責任者会議
10月 8日 民研30年ドキュメンタリー 杉田さんインタビュー
『人間と教育』編集打ち合わせ
10月10日 中等教育研究委員会資料づくり
10月13日 会計監査
10月16日 教育課程研究委員会
10月20日 民研30年ドキュメンタリー 中村雅子さんインタビュー
10月21日 「環境と地域」教育研究委員会
10月22日 中等教育研究委員会
10月25日 三役・事務局会議
10月26日 『人間と教育』編集委員会
10月28日 子ども全国センター幹事会
11月 7日 子ども研究委員会
11月 8日 三役・事務局会議
11月10日 第66回日本母親大会へのメッセージ
11月12日 つどい実行委員会
11月13日 第11回運営委員会
11月18日 「環境と地域」教育研究委員会
『人間と教育』編集校正
11月19日 「ジェンダーと教育」研究委員会
11月20日 教育課程研究委員会
11月25日 『人間と教育』出張校正
子ども全国センター文科省交渉
11月26日 子ども全国センター厚労省交渉
中等教育研究委員会
11月27日 高校教育研究委員会
11月30日 『人間と教育』編集委員会

季刊『人間と教育』を発行しています

1190円＋税 全国の書店で販売 民研から購読可能

◆112号 ＜2021年12月＞
特集 センセイが足りない！
――どうつなぐ？ 教師のバトン
◆111号 ＜2021年9月＞
特集 ポスト・コロナの教育のゆくえ
――中教審「令和の日本型学校」を読み解く

寄贈図書・資料 9～11月

◆『教育の自律性と教育政治』 荒井文昭 大月書店
◆『子どもたちへのまなざし』 渡部達也 エイデル研究所
◆『ガーベラを思え』 横湯園子 花伝社
◆『恵那の戦後教育運動と現代』 佐貫浩 花伝社
◆『これからの教員評価システムのあるべき姿をめざして』
大阪教育文化センター「学校づくり教職員研究会」
◆『エピソードで綴る教育実践』 釋綱二 タウンニュース社
◆『子どものねがいごと 教師のしごと』
越野和之・河合隆平編 全障研出版部
◆『総合人間学への道』
堀尾輝久 中央大学人文科学研究所
◆『私的な和歌山県教育運動史』
楠本一郎 和歌山県国民教育研究所
◆『弁護士によるネットいじめ対応マニュアル』
細川潔・和泉貴士・田中健太郎著 エイデル研究所

民主教育研究所『年報2021』（第21号）

2021年7月発行 1800円
民研で販売しています

コロナパンデミックと教育

第1部 実態から見えてきたこと
第2部 実践と取り組みで生み出したもの
第3部 研究の課題をつかむ
第4部 世界の子どもと教育から

賛助会員 加入のお願い

民主教育研究所は

全日本教職員組合の組合員と賛助会員によって、財政が支えられ運営されています。真理と真実に基づき、研究を通して広く教育に携わる者の実践を支え励ます拠点として、1992年に設立されました。8つの研究委員会によって、研究が進められ、研究と実践をまとめた『年報』や季刊『人間と教育』を発行しています。

賛助会員になると

季刊『人間と教育』、「民研だより」（年4回）を無料で自宅に郵送。民研発行の書籍を各1冊、半額で購入可。会費は1万円（大学院生5,000円）です。

民研だより No.150 2021年12月10日
発行 民主教育研究所 発行責任者 梅原利夫
〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1
全国教育文化会館 5F
TEL 03-3261-1931 Fax 03-3261-1933
Email office@min-ken.org
HP https://www.min-ken.org